

建設業許可・経営事項審査等の申請手続の電子化に向けた調査・検討 【調査票】 主なご意見等

令和3年3月3日

(質問1) 接続環境

(質問1)【対象:許可・経審】 接続環境

CIISは、LGWANまたは建設行政WAN経由で接続してご利用いただいておりますが、電子申請システムではインターネット経由での接続を想定しており、この場合に想定される問題がありましたらご記入ください。

(回答)

主な回答	対応
<ul style="list-style-type: none"> インターネット経由の接続で問題ない。 通常求められるウイルス・情報漏洩対策を実施してほしい。 利用者・資料増に伴うサーバダウン、動作遅延対策を行ってほしい。 	<ul style="list-style-type: none"> セキュリティ等の適切な対策を検討します。
<p>【行政庁内のルール】</p> <ul style="list-style-type: none"> インターネットの接続制限等があるため、LGWANの接続を検討してほしい <ul style="list-style-type: none"> ✓ インターネット接続は仮想デスクトップのみでweb閲覧等を主な目的としており大量のデータが扱えない ✓ LGWAN接続系とインターネット接続系のデータ交換等に事務手続きが必要 ✓ インターネット接続系対応のPCがない ✓ 1回あたりの利用時間制限がある、閲覧制限がある インターネット経由での接続になった場合、新たに回線や機器等の環境整備が必要になる。 	<ul style="list-style-type: none"> インターネット経由での接続を想定しています。LGWAN接続については、各行政庁の状況を再度確認し、コスト、セキュリティを考慮の上、検討しますので、後日送付するアンケートにご回答をお願いします。
<p>【接続制限】</p> <ul style="list-style-type: none"> 行政ページへのアクセス制限を適切に行ってほしい 一分外部委託しているため、インターネット経由での接続は必須。 受託者やリモート勤務の際もログインできるようにしてほしい。 <p>【その他】</p> <ul style="list-style-type: none"> 仮想端末での利用は可能か。 ダウンロードされるファイル形式は何か。 対応ブラウザは何か。 	<ul style="list-style-type: none"> 接続元のIPアドレスの制限をすることを検討しており、執務室以外のIPアドレスの指定も可能とする予定。 仮想端末であっても、ウェブブラウザを利用できれば問題ありません。 具体的なファイル形式は検討中です。 IE、Edgeとなる想定です。

(質問2) 確認書類の削減検討

(質問2-1) 【対象:許可】 確認書類の削減検討

電子申請に伴い、確認書類(具体的に法令で定める書類以外のもの)の削減を検討されますか？

(回答)

①検討する【16】 ②検討しない【5】 ③現時点ではどちらともいえない【36】

(質問2-2) 【対象:許可】

質問2-1で「①検討する」を選択した場合、どのような確認書類を削減するかご記入ください。

(回答例)

- 工事实績を確認する際に使用する契約書や請求書等の提出数の削減
- 営業所の確認書類、常勤性の確認書類、経験期間の確認書類、その他許可行政庁が独自で求めている書類の削減

(質問2-3) 【対象:経審】 確認書類の削減検討

電子申請に伴い、確認書類(具体的に法令で定める書類以外のもの)の削減を検討されますか？

(回答)

①検討する【20】 ②検討しない【2】 ③現時点ではどちらともいえない【35】

(質問2-4) 【対象:経審】

質問2-3で「①検討する」を選択した場合、どのような確認書類を削減するかご記入ください。

(回答例)

- 前回の申請の際に提出されていて確認可能な書類
- 工事経歴書(決算報告ですでに提出されている場合)
- 工事实績を確認する際に使用する契約書や請求書等の必要数、賃金台帳、その他許可行政庁が独自で求めている書類

(質問3) 確認書類のPDF送付

(質問3-1)【対象:許可】(質問3-2)【対象:経審】 確認書類のPDF送付

確認書類(具体的に法令で定める書類及びそれ以外のもの)については、申請者が全ての書類をPDFで送付することを想定していますが、この場合の懸念がありましたら、具体的な問題点をご記入ください。

※過去に一度提出され、審査した確認書類については、欠格要件を確認する書類を除き当該者に変更がない限り再度の提出は求めないこと、また電子申請システムにおいてはCIISに登録されたデータを引用することから、欠格事由該当の有無を除き当該者については再度の審査は行わないことなどを検討しています。

回答

主な回答	対応
<ul style="list-style-type: none"> 偽造がしやすくなるのではないか。 原本の提出を求めている書類の真正性が確保されないのではないか。 	<ul style="list-style-type: none"> 申請の際に原本と相違ないことを誓約させる機能を設ける等、適切な対策を検討します。
<p>【申請者側】</p> <ul style="list-style-type: none"> 個々の確認書類毎にアップロードする仕組みとするのか。 一括アップロード可能なのか 県で独自に求めている書類もアップロードできるようにしてほしい <p>【行政側】</p> <ul style="list-style-type: none"> 確認書類の一括閲覧、ダウンロード、印刷ができるような仕組みにしてほしい(申請者側が個々の書類毎にアップロードする仕組みの場合であっても、行政庁側は一括で確認できるような仕組みにしてほしい) 様式と対応する確認書類がわかるようにしてほしい/確認項目毎に個別アップロードしてほしい/アップロードしたファイルの表題の表示で何の資料かわかるようにしてほしい。 行政庁側が審査時に資料を見る画面の作りを利便性を考えて工夫してほしい 行政庁側で、紙等で送られてきたものをアップロードすることも可能か。 	<ul style="list-style-type: none"> 申請者側からは、確認書類の種類毎に一括アップロードさせるような仕組みを想定しています。 添付データについては、画面表示、ダウンロード、印刷ができるような仕組みを想定しています。 確認書類の名称はシステム側で一定の選択肢を用意することを想定しています。 ご意見も踏まえて、作業効率等を考慮した適切な確認書類のアップロード方法、行政庁側の確認方法について検討します。
<ul style="list-style-type: none"> 確認書類を極力減らしてほしい。 	<ul style="list-style-type: none"> 書類の削減については、ご意見も踏まえて検討します。
<ul style="list-style-type: none"> 添付漏れがないよう、申請者がチェックできるような仕組みにしてほしい 添付の不備についての連絡は申請者に対してどのように通知するのか 	<ul style="list-style-type: none"> システムによる添付漏れのチェックの仕組みを検討します。 システム上で、補正指示ができるような仕組みを検討します。
<ul style="list-style-type: none"> ファイル容量はどの程度か/容量の制限は設けるのか。 	<ul style="list-style-type: none"> 申請者側、行政庁側それぞれ適切な対応を検討します。
<ul style="list-style-type: none"> PDFだけでなくExcel、PNG、JPEG等での添付も可能としてほしい 	<ul style="list-style-type: none"> 具体的なファイル形式は検討中です。

(質問3) 確認書類のPDF送付

回答(前ページから続き)

主な回答	対応
<ul style="list-style-type: none"> PDFの保存主体は誰になるのか。 	<ul style="list-style-type: none"> 電子申請システムでの保存期間は、許可は有効期間の5年分、経審は3期分を最小の保存期間と想定していますが、現在各許可行政庁において行政文書として管理しているものについては、各許可行政庁内においても適切に保存を行ってください(営業所専任技術者に関する資格者証等更新時に添付が不要とされている文書は、当該技術者が削除されるまでなど必要な期間保存が必要)。
<p>【申請者の負担】</p> <ul style="list-style-type: none"> 業者によってはPDF化できないところもある。 PDF化の手間が申請者の負担になる 健康保険証や技術者証などの1枚ずつだと膨大な枚数になるアップロード方法をイメージで伝えるなど周知に工夫してほしい <p>【行政庁の負担】</p> <ul style="list-style-type: none"> 電子データでの確認作業に時間がかかるおそれがある 結局紙で打ち出すことになり、印刷の負担が増える。紙決裁のため印刷することになる。 膨大な容量を業務端末等に保存できない可能性がある 	<ul style="list-style-type: none"> 対応可能な企業から電子申請が行われていくと考えております。 アップロードの利便性を考えた仕組みを検討します。 作業効率等を考慮した適切な行政庁側の確認方法について検討します。 印刷が極力不要となるよう、データでの審査の利便性を考えた仕組みを検討します。(決裁方法については各許可行政庁内での検討をお願いします) 外部記憶装置等への保存も可能かと思います。
<ul style="list-style-type: none"> 確認書類の郵送は不可としてほしい(紐付けの負担等が増えるため) 電子申請でも確認書類の郵送は可とする柔軟な仕組みにしてほしい 申請者が郵送を選択したのか、添付忘れなのかシステム上判断できるようにしてほしい。 	<ul style="list-style-type: none"> 申請者側で郵送するかアップロードするか選択可能とすることを想定しています。 ご意見を踏まえて検討します。

(質問3) 確認書類のPDF送付

回答(前ページから続き)

主な回答	対応
<p>【※について】</p> <ul style="list-style-type: none"> • 現在でも※のような運用をしている。 • 技術者の資格証など※の運用は賛成。それが可能となるよう、システム側で氏名や資格等が前回と変更がないかをチェックしてほしい。 • 一度提出された書類の保存期間はどのくらいになるのか • 過去に提出した書類を申請者、行政庁が確認できる仕組みにしてほしい。 • 行政庁が確認する際にシステム上検索できるなど容易に確認ができるのか。 • 過去に提出したことの判断は申請者が行うのか、システムが判断するのか。 • 添付漏れと過去に提出した書類から変更がないため添付していないことの違いがシステム上わかるようになるのか。 • 行政庁毎に確認資料に差があるため、他の行政庁に提出した書類を再利用できない場合もあるのではないか。 • 常勤役員、専任技術者等に申請時点のチェックをする必要があるものについては対応できない。 • 電子申請が軌道に乗ってから検討してほしい 	<ul style="list-style-type: none"> • 申請された技術者等とその者に関する添付書類の紐付けが、当該者が削除等されない限りシステム上できるのであれば、行政庁の審査負担軽減につながると考えている。一方、システム上どのように対応するか検討事項が多いため、運用開始時での対応ではなく、システムの利便性向上のために継続的に検討していきます。

(質問5) 申請者通知機能

(質問5) 【対象:許可】申請者通知機能

変更届(決算報告)や更新申請の時期を申請者に通知する機能について、①～③のいずれかに○をご記入ください。

(回答) 該当数

- | | |
|----------|----|
| ①要望する | 51 |
| ②要望しない | 0 |
| ③どちらでもよい | 6 |

(対応)

- ご意見を踏まえて、通知機能の検討を行います。

(質問6) 追加を要望する機能等

(質問6) 【対象:許可・経審】追加を要望する機能等

第一回会議資料「電子申請システムの基本構想(案)」について、追加を要望される機能等がありましたら、具体的にご記入ください。

(回答)

主な回答

- データのダウンロード機能(個別・一括ダウンロード)
(申請された法定、法定外書類、確認書類、バックヤード連携によって得られた情報等)
 - データの印刷機能
(申請された法定、法定外書類、確認書類、バックヤード連携によって得られた情報等)
 - 各種チェック機能
 - 申請内容を確認できるチェックリストのような機能
- 【通知機能】
- 許可行政庁から申請者に情報を発信できる機能(照会、連絡事項の発信、チャット機能、政策の紹介パンフレットなどの送付等)
 - 許可通知の際に、注意喚起文書やお知らせ文等を添付する機能、添付した文書の参照結果の確認機能
 - 申請書類の不備や確認資料の不足等について、システム上で申請者に補正や郵送の指示、通知ができる機能
 - 経営事項審査の有効期限が3ヶ月をきった業者に対して「有効期限のお知らせ」をメール(通知)する機能
- 許可行政庁側が利用できるメモ機能(指示や電話確認事項、その他必要事項の記録等)
 - 申請内容の修正の際、赤字や見え消し、コメント等で修正内容を申請者側及び行政庁側の双方で確認できる機能
 - システムの申請画面や項目ごとに注意点等を確認できる機能、入力アシスタント機能
 - 許可行政庁が求める追加書類をあらかじめ登録する機能
- 前回申請内容を参照できる機能、前回申請内容からの変更点がわかるような機能(例:技能者の氏名・資格等)
 - 同内容の記載項目は、1つを記載したら、他の様式にも同時に引用記載される機能
 - 技術者の行政庁をまたいだ重複チェック機能
 - 許可行政庁毎の相違点に対応できるシステムとしてほしい
 - 複数の職員による同時審査を可能としてほしい
 - クレジットカード決済などの多様な決済機能

(対応)

- ご意見も踏まえ、コスト・期間を勘案して可能な範囲で詳細の方法を検討します。

(質問7) ヘルプデスク

(質問7) 【対象:許可・経審】 ヘルプデスク

令和4年度から設置を予定している「ヘルプデスク」について、問い合わせ対応の範囲、必要な機能、対応時間及び申請の手引き等に関して要望等がありましたら具体的にご記入ください。

(回答)

主な回答	対応
<ul style="list-style-type: none"> 電子申請システム関連の問い合わせが行政庁にこないよう、HP等による問い合わせ先の案内を充実させてほしい。 	<ul style="list-style-type: none"> HPにおいてヘルプデスクの案内を行います。
<ul style="list-style-type: none"> 電話に加えメール、チャット等でも対応してほしい。 	<ul style="list-style-type: none"> 電話、メールでの対応を想定しています。
<ul style="list-style-type: none"> 電子申請に伴い、全許可行政庁統一の申請の手引きを作成してほしい。 電子申請システムの操作方法に関するマニュアルも許可行政庁毎に独自に追記できるようにしてほしい 許可行政庁毎の相違点にも対応できるようにしてほしい 	<ul style="list-style-type: none"> 国土交通省では、大臣許可に係る手引きとして「建設業許可事務ガイドライン」を作成しており、都道府県にも参考送付しておりますが、都道府県の許可は自治事務ということもあり、全許可行政庁統一手引きの作成をすることまでは困難であると考えます。 各許可行政庁が作成する申請の手引きの該当ページへのリンクを検討しています。 操作マニュアルは全国统一のものを作成する予定です。
<ul style="list-style-type: none"> 電子申請システムの操作マニュアル、FAQを作成してほしい。 操作マニュアルを動画でも作成してほしい。 	<ul style="list-style-type: none"> マニュアル、FAQを作成し、HPに掲載します。 運用開始後の問い合わせ状況により対応を検討します。
<ul style="list-style-type: none"> 許可行政庁からの問い合わせも対応してほしい 許可行政庁専用の窓口を設置してほしい 	<ul style="list-style-type: none"> 申請者用と許可行政庁用は別に対応を検討します。
<ul style="list-style-type: none"> 十分な回線、要員を確保してほしい。 	<ul style="list-style-type: none"> 問い合わせ件数を想定し、対応できる回線、体制を検討します。
<ul style="list-style-type: none"> ヘルプデスクの設置を業界団体にしっかり周知してほしい。 	<ul style="list-style-type: none"> 業界団体への周知を行います。
<ul style="list-style-type: none"> ヘルプデスクの問合せ内容、回答を共有(情報提供)してほしい。 	<ul style="list-style-type: none"> 頻度が多い問合せ等は、FAQに追加していくことを検討しています。
<ul style="list-style-type: none"> 電子申請システムの操作方法だけでなく、許可・経審の基本的な制度概要も対応してほしい/要件や法令解釈についても対応してほしい。 ヘルプデスクは、システム全般に対する問い合わせに限定することで問題ない。 	<ul style="list-style-type: none"> 許可、経審の概要程度は対応可能と考えますが、制度の詳細や申請内容への対応は困難であり、電子申請に係る問い合わせの範囲とさせていただきます。
<ul style="list-style-type: none"> 対応時間は、最低でも各行政庁の勤務時間(開庁時間)に合わせてほしい。 平日日中では対応できない業者もあり、土曜日等の対応もお願いしたい。 システムの時間内は対応できるようにしてほしい。 24時間無制限で対応/問い合わせフォームは24時間対応してほしい 等 	<ul style="list-style-type: none"> 費用面等を考慮し、まずは平日9時から17時程度の対応とさせていただきます。(申請者がメールでの質問を送付するのはいつでも可能。)

(質問8) インターネット閲覧

(質問8) 【対象・許可・経審】 インターネット閲覧

令和5年度から運用を予定している「インターネットによる閲覧」について、現在の閲覧申請の状況等を踏まえ、インターネットによる閲覧と紙による閲覧が並行して行われる場合に懸念されることや、閲覧方法に関して要望等がありましたら具体的にご記入ください。

(回答)

主な回答

【紙での閲覧との併存について】

- 紙による閲覧と併存してほしい(現在紙の書類をデータ化することは無理)。
- 紙で申請がされたものはインターネット閲覧の対象ではないという考え方でよいか。
- 5年かけて全て電子による閲覧とし、閲覧所を廃止してほしい。
- 電子申請されたものについては、インターネットによる閲覧のみを可能とし、紙での閲覧(行政庁が印刷しなければならない)は不要としてほしい。また、インターネットによる閲覧のみができる書類かどうかを閲覧希望者が確認できるような仕組みにしてほしい(都度行政庁が確認するのは負担)
- 紙による閲覧は書き写し以外禁止とし、コピーはできないこととしているが、インターネット閲覧となった場合に対応を統一する必要がある
- 閲覧対象の文書や保存期間等について紙での閲覧と齟齬がないようにする必要がある
- インターネットでの閲覧ができない情報があり、それは紙での閲覧になることをしっかり周知してほしい。
- 閲覧希望者から手数料をとっている/閲覧希望者の身分証の確認をしているため、インターネット閲覧が導入されたときに取り扱いを整理する必要がある。
- 全て電子化すれば閲覧所の設置が不要となるのであれば、紙により提出された内容を閲覧させることができる機能がほしい。

【閲覧方法について】

- インターネット閲覧は、個人でのPC等で閲覧可能とするのか、閲覧所での閲覧とするのか。(閲覧所での閲覧となると、PC等の環境整備が必要)

【個人情報の扱い等について】

- 閲覧可能書類の中に個人情報が含まれていることがある(工事経歴書の注文者の氏名等)ため、建設業者への周知が必要。個人情報が含まれていないか等を、システム上でチェックさせた上で提出するようにしてほしい。
- 個人情報が含まれた書類があるためインターネット閲覧にあたってはその取り扱いをどうするか検討する必要がある。
- 自社の財務諸表がインターネットに掲載されることを忌避して電子申請が進まない懸念がある

(対応)

- インターネット閲覧は、個人のPC等で閲覧可能とすることを想定していますが、現行の規定上、閲覧所において閲覧できる環境を整備する必要があります。
- 電子申請開始後、インターネット閲覧開始前の期間、電子申請されたものについては、閲覧希望に対応する行政庁の負担軽減のために、閲覧対象書類を一括ダウンロード、保存、印刷できる機能を設けることを検討します。
- 現時点では、電子申請開始後も紙での申請と電子申請が併存するため、インターネット閲覧の対象は基本的に電子申請されたものに限定されることを想定しています。

(質問9) 他省庁等のバックヤード連携

(質問9) 【対象:許可・経審】他省庁等のバックヤード連携

令和4年度から段階的に実施する他省庁等のバックヤード連携に関して、連携の仕組みや許可・経審の書類審査におけるチェック機能等について要望等がありましたら具体的にご記入ください。

(回答)

主な回答	対応
<ul style="list-style-type: none"> 申請データからシステムで自動的に照合できる仕組みとしてほしい。 (許可行政庁の手間がないようにしてほしい) 	<ul style="list-style-type: none"> 実現可能な範囲でシステムによる自動での照合を検討します。 (連携先、連携方法等に影響される。) バックヤード連携の検討状況は資料9参照
<ul style="list-style-type: none"> 連携されたデータについて、一覧で表示されるようにしてほしい。 連携されたデータも出力・印刷できるようにしてほしい。 	
<ul style="list-style-type: none"> 監理技術者情報等と有効期間及び講習受講(5年期限)についてチェックできるとよい。 (監理技術者証の添付省略が可能) 	<ul style="list-style-type: none"> その他機関とのバックヤード連携は令和5年度からの対応を予定しており、今後具体的な連携先、連携方法等を検討します。
<ul style="list-style-type: none"> 建設国保などの加入者も多いので、これらの所掌機関ともバックヤード連携をお願いしたい。 	
<ul style="list-style-type: none"> 社会保険等の適用除外事業所の確認ができるようにしてほしい。 	
<ul style="list-style-type: none"> 申請日、審査基準日時点でチェックできるようにしてほしい。 	

(質問10) その他意見・要望等

(質問10) 【対象:許可・経審】 その他意見・要望等

主な回答	対応等
<ul style="list-style-type: none"> 法定様式のうち、建設業者団体や主要取引金融機関、12号調書など様式そのものを廃止することも検討し、法定資料の削減により電子申請をスムーズに行えるよう検討してほしい。 誓約書を提出させ確認書類を削減するなどの検討を行ってほしい 確認書類の削減と併せて処分等の厳格化を検討してほしい 確認書類の全国的な統一が望ましい。 	<ul style="list-style-type: none"> 書類の削減については、ご意見も踏まえて検討します。
<ul style="list-style-type: none"> 電子申請システム導入後、出先機関において審査を行うため、出先機関が同時にアクセスできる形としてほしい。 料金体系は、1アカウントごとの使用料ではなく1自治体ごとの使用料とするなど、自治体により処理体制が異なることを配慮した料金体系としてほしい。 利用料について早期に金額を示してほしい 	<ul style="list-style-type: none"> 認証方法については資料6、利用料については第二回会議においてご説明します。
<ul style="list-style-type: none"> 電子申請のあったものを紙出力し、書面審査、行政決裁、紙による文書管理をする仕組みでは、テレワークによる事務処理に対応することができないため、申請から許可通知、文書保存(管理)まで一貫して電子データによる行政手続きが可能となるようなシステムとしてほしい。 	<ul style="list-style-type: none"> 印刷が極力不要となるよう、データでの審査の利便性を考えた仕組みを検討します。
<ul style="list-style-type: none"> 今後も定期的に実務者会議を開催するなど、きめ細やかに情報提供をお願いしたい。 実務者会議を開催する際には、もう少し余裕を持って通知をしていただきたい。 今年度調査・検討、令和3年度に開発、令和4年度からの運用開始を目指すとされているが、許可行政庁職員の当該システムの操作習熟期間も必要であるため、しかるべき時期に操作講習の実施についても検討していただきたい。 申請される建設業者、行政書士向けの操作説明会を開催してほしい。 運用開始にあたっては、十分な周知期間を設けてほしい 	<ul style="list-style-type: none"> ご意見を踏まえて対応を検討します。
<ul style="list-style-type: none"> 申請電子化するメリットをもっと示さなければ普及しないのではないか 電子申請により審査者の業務も効率化されるため、審査手数料の減額を検討してほしい(電子申請のインセンティブにもなる) 	<ul style="list-style-type: none"> 審査手数料については資料10参照
<ul style="list-style-type: none"> 申請者でない者が証明者となる書類の扱いをどうするのか 	<ul style="list-style-type: none"> 申請の際に誓約させる機能を設ける等の措置を検討します。
<ul style="list-style-type: none"> (経審)行政庁毎にカスタマイズできるシステムにしてほしい 手数料の還付は電子システムで対応するのか 	<ul style="list-style-type: none"> 基本的に全国統一のシステムを想定しています。 還付はシステムでは対応しない予定です。(資料7参照)

(質問11～14) 電子収納について

(質問11) 【対象:許可・経審】 ※都道府県のみ回答 電子収納

電子申請での手数料等収納を電子納付とすることを予定していますが、現状の現金・証紙による収納と併用する必要がありますか？

(回答)

①電子収納のみとする【20】 ②電子収納と現金・証紙による収納を併用する必要がある【21】 未選択【5】 その他【1】

①の主な理由

- ・ 申請が電子で、手数料が収入証紙で行われると、申請者が別途郵送しなければならない等の負担をかけるだけでなく、審査者側の事務が煩雑化する
- ・ 証紙での収納を継続するのは電子申請導入の趣旨に合わないため

②の主な理由

- ・ 電子申請を選択しても、電子納付を行えない業者がいる可能性があるため
- ・ 会計システム担当部署との協議、調整、システム改修の期間・費用が必要となるため

(対応)

- ・ ご意見を踏まえて、資料7p.21のとおり、申請者が支払い方法を選択できるようなシステムとすることを検討します。

(質問12) 手数料の収納状況(対象、金額、手段等)

(質問13) 手数料収納(通常申請、還付、取下時等)

(回答) 事務局の実態把握のための質問のため、回答略

(質問14) 条例等

現在の収納方法について、条例等で根拠として定められていますか？

また、①の場合、電子収納の実施にあたり、条例改正等が必要となりますか？

(回答)

①条例等がある【43】 ②条例等はない【4】

①条例等の改正が必要【34】 ②条例等の改正は不要【8】 未回答【1】

(質問15) Pay-easy

(質問15) Pay-easy

電子収納の方法として、主にマルチペイメントネットワーク(Pay-easy)を検討していますが、貴庁内でPay-easyを利用した収納を行っている手順はありますか？

(回答)

①Pay-easyを利用した手順がある【34】 ②Pay-easyは利用していない【13】

(対応)

- 多くの許可行政庁ですでにPay-easyを利用した収納手続きを行っていることから、本電子申請システムにおいても、運用開始に併せてPay-easyを利用した収納を行うことができるよう検討していきます。

(質問16) Pay-easyとした場合の方式、庁内の連携

(質問16) Pay-easyとした場合の方式、庁内の連携

電子納付をPay-easyとした場合、どのような方式、庁内の連携を想定または期待されますか？

(回答)

主な回答
<ul style="list-style-type: none"> 電子申請システムから調定情報(申請者情報、納付額、調定日)をファイル出力する機能を要望する。
<ul style="list-style-type: none"> 現在検討している電子申請システムと県の財務システムの連携(県のシステムで調定を行う等)をしてほしい。
<ul style="list-style-type: none"> 間接收納サービスかつ通信共同利用センターを選択できるようにしてほしい。
<ul style="list-style-type: none"> 電子申請システムにおいて、自動で納付番号、確認番号を生成し、相手方に通知(又は情報リンクにより金融機関サイトに遷移)できるような仕組みが必要となる。
<ul style="list-style-type: none"> 電子申請システムから調定情報及び収納情報をリアルタイムで反映する機能を要望する。許可・経審の区分、調定日ごと等で分けて出力できる仕様が望ましい。
<ul style="list-style-type: none"> 令和4年度に全国的な運用をすると、県のシステム改修が必要となった場合、予算が間に合わないため、電子申請の場合でも一律で電子納付とせず、その他の納付方法(収入証紙)も選択できるよう要望する。申請者に表示される納付方法の選択肢を行政側で調整できる仕様が望ましい。
<ul style="list-style-type: none"> 間接收納方式でなければ実際の運用は難しいと考える。 間接收納方式での収納代行業者は、許可行政庁が別々に選定するのではなく、国側で選定していただく必要がある。
<ul style="list-style-type: none"> 納付書払いだと、収納状況の確認に時間を要すること、納付書の様式は県規則に規定されているため改正手続きが必要であることから、情報リンク方式(インターネットバンキングによる支払い)としてほしい。
<ul style="list-style-type: none"> 申請者への納付情報の通知等は電子システム側で画面等で行い、行政庁は調定情報のみを受け取る運用としてほしい。
<ul style="list-style-type: none"> 県のMPN-ASPで収納して県のシステムにおいて消込を行い、収納結果を電子申請システムに送信するような消込方法を想定するのであれば、県の電子収納システムに調定情報・収納情報をリアルタイムに連携してほしい。
<ul style="list-style-type: none"> 電子納付については、電子申請システム側で収納手続(納付書発行、収納、納付済み確認)が完結し、システム側から県へ手数料が振り込まれる仕組みとしてほしい。 (県が納付書を発行し県が収納する場合は、現在の証紙収入と比べて納付書発行や納付確認の手間が増えて、申請者にとっても煩雑)。
<ul style="list-style-type: none"> 庁内システムと指定する接続方式で連携し、調定結果、納付情報の送受信をオンラインで行ってほしい。
<ul style="list-style-type: none"> Pay-easyになった場合、納付された確認ができるまでに数日を要するため、申請者が納付後に持っている領収書等の画像を、当該申請に追加で送信できる機能を持たせてほしい。

(対応)

- ご意見を踏まえて、資料7のような2方式を検討します。

(質問17) 予算措置

(質問17) 【対象:許可・経審】 予算措置

令和4年度から電子申請システム、令和5年度からのインターネット閲覧の運用開始を踏まえ、各年度の予算措置に必要な情報について、その内容及び提供時期に関して要望等がありましたら具体的にご記入ください。

	主な回答	対応
資料提示時期	<ul style="list-style-type: none"> 令和4年度からの運用に向けた予算要求のための積算資料の提示時期(年度内、4月、5月、6月、7月、8月、9月)(インターネット閲覧も来年同時期の提示が必要) 	<ul style="list-style-type: none"> システムの概要や目的等については第一回、第二回検討会資料をご活用下さい。 利用料については第二回会議においてご説明します。
提示内容	<ul style="list-style-type: none"> システムの概要・目的・効果・仕様・数量・単価等の積算根拠、各自治体の負担率や考え方・金額等、財政当局に対して所要額を明確に説明できる詳細な資料が必要。 電子申請システム導入の経緯や費用対効果等、参考にできる資料を提供いただきたい。 統一的に審査に必要な添付書類や省略する確認資料、ひいては審査のあり方そのもの(性善説に立った審査へ転換し、添付書類を極力削減する)に係る検討・方針の結果が必要。 制度概要や必要となる物品(審査用PC等)やスケジュールが必要。 公式な文書も求められるため、国からの公文の送付もお願いしたい。 	
閲覧	<ul style="list-style-type: none"> 令和3年度内に、閲覧所での閲覧方法(閲覧所で閲覧に供するのは紙提出された書類のみで可とすることを明確に規定する等)に係る検討・方針の結果が必要。 閲覧をインターネットに一本化するのであれば、閲覧対象書類を電子化するための費用も必要となるので、令和3年6月までに結論を出してほしい。 原則どこでもインターネット環境があれば閲覧可能とするのか、閲覧所においてパソコン端末等で閲覧してもらうのか、令和3年当初には明らかになっている必要がある。(パソコン端末等整備の予算要求が必要かの判断が必要) 	<ul style="list-style-type: none"> 質問8(対応)参照
独自システム	<ul style="list-style-type: none"> 独自の建設業許可オンラインシステムを運用し、CIISに情報を連携しているが、電子申請システムの運用が開始されても、引き続き、連携させることは可能か。 県独自システム(発注者システム)の改修要否や事務運用等を検討するため、申請・届出様式データ、CIISのCSVダウンロード機能について、早期に仕様を開示してほしい。 	<ul style="list-style-type: none"> 電子申請システムの運用開始にあたりCIIS側の変更は想定していないため、都道府県のシステムとCIISとの連携について特段対応は必要ありません。CIISとの連携の他に必要な連携があれば、ご意見も踏まえて検討します。
開始時期	<ul style="list-style-type: none"> 現在の体制(許可は本庁と出先それぞれで審査)等から許可申請審査の体制や人員配置を含めた見直し必要が生じ、現実的には令和4年度からの開始は困難。 システムの導入時期は許可行政庁が令和4年度以降も含め任意に決められるようにしてほしい。 電子申請システム利用に向けた予算措置は令和3年度中に困難であるため、令和4年度から導入しても、都道府県の電子申請システム利用を令和5年度からにする等運用開始時期を延期してほしい。 いつの時点で明確な導入時期が示されるのか。 	<ul style="list-style-type: none"> 令和4年度中に運用が開始できるよう、各許可行政庁のご意見も踏まえて検討していきます。
Pay-easy利用	<ul style="list-style-type: none"> 事前に県の会計システムとの連携テストを行う必要があり、令和3年度にテストするための予算要求時期は過ぎていることから、令和4年度当初に連携テストを行ったとしても、連携できない場合、令和4年度中に電子収納を開始できるかどうか不明。 ペイジー収納サービスを導入する場合、初期費用やランニング費用が発生するため、必要な手続きや費用面について令和2年度中に提示してほしい。 	<ul style="list-style-type: none"> 資料7参照
費用負担	<ul style="list-style-type: none"> 都道府県が要する費用に対する国の予算措置をお願いしたい。 	<ul style="list-style-type: none"> 電子システムの検討経費についてこれまで予算措置を行っています。
その他質問等	<ul style="list-style-type: none"> 電子申請が開始されても、紙申請も併存するというのでよいか。 	<ul style="list-style-type: none"> 併存することとなります。